

院内がん登録二次利用に関する拒否（オプトアウト）について

院内がん登録は、がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）により、院内がん登録の実施に係る指針（厚生労働省告示第四百七十号）に即して行うこととされています。これらのデータは現在毎年、全国の施設におけるがん医療の実態把握のために提出元が保持する対応表が無い限り個人が識別できない状態のデータとして国立がん研究センターに提出されていますが、その二次的な利用については拒否（オプトアウト）の機会が提供されています。

拒否（オプトアウト）を申し出られた場合、当院のデータベースに記録するとともに国立がん研究センターと連携して二次利用を行わないようにいたします。手続きに際し、以下の点についてご理解のほどお願いいたします。

- ◆ 拒否（オプトアウト）の申出の対象は、当院から国立がん研究センターに提出されたデータ分のみです。他院に受診されてその施設からのデータ提出分も拒否（オプトアウト）をされる場合は、当該施設に対しても別途申出が必要となります。
- ◆ 現在行っている解析課題は、国立がん研究センターのホームページで閲覧可能です。
- ◆ 国立がん研究センターで解析のために研究者等にデータを提供する際には、当院の情報と結びつけられるデータは削除されます。そのため、すでに研究者等へ提供されたデータについては追跡が不可能なため削除できません。
- ◆ 拒否（オプトアウト）を申し出られた場合でも、診療に影響することはありません。
- ◆ データは当院で行われた診療内容ですので、その内容については担当の医師に直接お尋ねください。

院内がん登録の制度自体について、ご不明な点などありましたら国立がん研究センターが運営するホームページ「がん情報サービス」をご確認ください。また、必要に応じて問い合わせフォームもご活用ください。ただし、国立がん研究センターで保有している院内がん登録は番号のみで管理しており、お問い合わせをいただいても診療やデータの内容はわかりません。また、氏名などの個人の患者さんが判別できる情報を保持しておりませんので、削除等の対応については実際に診療を受けた医療機関を通して伝える必要がありますのでご注意ください。